

令和4年7月

お客さま各位

亀有信用金庫

## 預金規定改定のお知らせ

平素は、亀有信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。  
当金庫では、預金残高が1万円未満の普通預金等の解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱開始に伴い、以下のとおり、預金規定を改定させていただきます。

なお、改定後の新规定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

1. 改定する預金規定  
Ⅰ. 普通預金規定、Ⅱ. 貯蓄預金規定、Ⅲ. 総合口座取引規定、Ⅳ. 共通規定
2. 改定日  
令和4年11月1日
3. 改定内容  
Ⅳ. 共通規定 第8条（解約等） **太字下線部**が今回改定されております。

- (1) この預金（総合口座取引の場合は普通預金）口座を解約する場合には、**当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（カードを利用されている場合は通帳およびカード）とともに当店に提出してください。なお、当金庫が認めた場合は当店以外の当金庫本支店でも解約することができます。**
- ① 総合口座取引においてはこの取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。
  - ② 総合口座取引においては総合口座規定第9条の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (2) **前項の解約の手続きに加え、この預金口座の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。**
- (3) **第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。**

個人のお客さまで預金残高1万円未満の口座解約については、お客様ご本人がお通帳を持参し、免許証またはマイナンバーカードにより本人確認ができる場合に限り、届出印の押捺を不要とするお取扱い。

以上